

令和3年6月20日

会員各位

一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部

専務理事 石黒隆雄

「緊急事態宣言」から「まん延防止等重点措置」への移行に伴う対応について

平素は、名古屋ローンテニス倶楽部運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県の新型コロナウイルス感染症対策としての緊急事態宣言は、6月20日をもって終了し、翌6月21日からは、「まん延防止等重点措置」に変更され、7月20日まで延長されることになりました。

これに伴い、まん延防止等重点措置発令期間中、当倶楽部で現在取り組んでいます予防策は、一部飲酒については、下記の条件で可といたしますが、そのほかの対策は引き続き継続いたします。

会員の皆さまには、現在の状況をご理解いただき、ご協力の程よろしくお願いいたします。

<記>

1. まん延防止等重点措置発令期間 : 令和3年6月21日～7月11日
2. 名城庭球場営業時間 : 午前9時—午後8時（1時間短縮）
3. 食堂営業終了時間 : 午後6時まで
4. テラス利用終了時間 : 午後8時まで
 - *但し、飲酒は6時まで、以降は西側テント内を利用
 - *椅子の移動は禁止
 - *大声での会話、長時間の利用は禁止
5. 西側テントの利用終了時間 : 午後8時まで
 - *但し、飲酒は午後7時まで
 - *椅子の移動は禁止
 - *大声での会話、長時間の利用は禁止

なお、テラス利用にあたっては、以前にもありましたがジュニアの選手やその親から苦情が入らないよう、規律を守ってご利用ください。

万一、苦情が発生しますと、利用方法を見直すこととなりますので、ご協力の程、お願いいたします。

以上